5）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

6）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

7）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

8）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

9）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ河川土工、発注者指定型）である。

10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。

11）本工事は、完全週休２日交替制の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。

12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

14）Ａ・Ｃ・Ｄ工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

15）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

16）Ａ・Ｂ工事は、施工箇所が点在する工事であり、Ａ工事においては、『町野川地区』、『鈴屋川地区』、Ｂ工事においては、『上戸地区』、『直地区』、『宝立地区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

17）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

18）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

19）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

20）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

21）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

22）本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。

23）本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とＰＲに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

24）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

25）本工事は、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う試行工事である。

２　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　次の１）から16）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月25日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＡ工事にあっては「令和６年奥能登豪雨町野川・鈴屋川災害復旧その２他工事に係る地域維持型建設共同企業体」、Ｂ工事にあっては「令和７年度宝立正院海岸上戸地区外災害復旧工事に係る地域維持型建設共同企業体」、Ｃ工事にあっては「令和７年度塚田川改良復旧工事に係る地域維持型建設共同企業体」、Ｄ工事にあっては「令和６年奥能登豪雨珠洲大谷川災害復旧その２工事に係る地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域ＪＶ」という。）、又は次の１）から16）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者までとする。（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、地域ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については求めない。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）地域ＪＶ（登録申請中含む。）にあっては、構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

６）平成23年度以降に元請として完成した工事で、下記ａ）の要件を満たす工事の施工実績を有すること。経常ＪＶ又は地域ＪＶにあっては構成員のうち１社が下記ａ）の施工実績を有していること。

元請として完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

ａ）同一工事における河川工事の護岸（石積、コンクリートブロック積（大型を含む）、石張、コンクリートブロック張（大型を含む））又は、同一工事における海岸工事の海岸構造物（堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、胸壁、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフ、ヘッドランド）の工事で、施工延長が500m以上の施工実績を有すること。